

松川町工事請負契約に係る最低制限価格制度取扱要綱(平成27年松川町告示第55号)新旧対照表

現行	改正後
(最低制限価格の設定) 第4条 最低制限価格は、対象工事ごとに、次の各号に掲げる予定価格の算出の基礎となった額に、それぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合算額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。 (1) 直接工事費 10 分の 9.7 (2) 共通仮設費 10 分の 9 (3) 現場管理費 10 分の 9 (4) 一般管理費 <u>10 分の 5.5</u> 2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めるときは、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額から10分の9.2を乗じて得た額までの範囲内の額で最低制限価格を設定することができる。	(最低制限価格の設定) 第4条 最低制限価格は、対象工事ごとに、次の各号に掲げる予定価格の算出の基礎となった額に、それぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合算額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。 (1) 直接工事費 10 分の 9.7 (2) 共通仮設費 10 分の 9 (3) 現場管理費 10 分の 9 (4) 一般管理費 <u>10 分の 6.8</u> 2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めるときは、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額から10分の9.2を乗じて得た額までの範囲内の額で最低制限価格を設定することができる。